



建築物防災週間のお知らせ



建築物防災週間は、建築物に関する防災意識の向上等、防災対策の推進を図るため、昭和35年から毎年、全国一斉に**3月1日から3月7日**まで実施されています。

火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、建築物の防災について考えてみましょう。

耐震診断・耐震改修工事を行いましょう

阪神・淡路大震災では、地震による犠牲者の約8割が建築物の倒壊等を原因として亡くなつたことから、建築物の耐震性能の重要性が明らかになりました。特に、
昭和56年5月31日以前の旧耐震基準が適用されて建てられた建物は、耐震性が低いだけでなく、老朽化も進んでいます。

このため、市では平成18年6月から、建築物の耐震診断および耐震改修に対する補助制度を実施しています。一定の条件を満たす場合には、補助の対象となります。詳しくは建築指導課までお問い合わせください。



木造住宅耐震改修促進事業
補助金のご案内

子どもの転落事故を防ぎましょう

—大切な命を守るために—

毎年、家庭内や集合住宅で、子どもがベランダや窓、階段などから転落する重大事故が発生しています。特に、好奇心が旺盛で危険を十分に判断できない幼い子どもは、ほんの一瞬のすきに事故に遭うことがあります。

以下の点を、今一度ご確認ください。

① 窓・ベランダの安全対策

- ・ 窓やベランダの近くに、踏み台になる家具を置かない
- ・ 補助錠やストップバーを取り付け、子どもが簡単に開けられないようにする
- ・ ベランダでは、椅子や物置を置かない



② 日常の見守り

- ・ 短時間でも、子どもだけを家に残さない
- ・ 窓やベランダを開けたまま、目を離さない

③ 「大丈夫だろう」が事故につながります

- ・ 「これくらいなら」「少しの間だけ」という油断が、取り返しのつかない事故を招くことがあります。

子どもの命は、周囲の大人の意識と行動で守ることができます。

家庭全体で安全を確認し、転落事故の防止に努めましょう。



「子どもの転落事故」

防止のためのチェックリスト

(消費者庁)



子どもの転落再現動画

(消費者庁)

建築物に附属するブロック塀等の安全対策を行いましょう

地震による塀の倒壊は、死傷者を生じるおそれがあるばかりでなく、地震後の避難、救助、消火活動にも支障をきたすおそれがあり、その安全対策は極めて重要です。

平成30年の大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊により尊い人命が失われる事故が発生しました。建築基準法令では、建築物に付随する塀について、構造の安全性等の観点から基準が定められています。しかし、これらの基準に適合しないブロック塀等が地震時に倒壊し、重大な被害が生じる事例も見られます。

このような被害を防止するため、**建築物に付属するブロック塀等について、点検や改修などの安全対策を積極的に行いましょう。**

市では、令和元年5月からブロック塀等の撤去に対する補助を実施しています。一定の条件を満たせば、補助の対象となります。詳しくは建築指導課までお問い合わせください。



危険ブロック塀等の撤去費
補助金のご案内

特殊建築物の調査・検査を行っていますか？

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備について、**常時適法な状態を維持するよう努めなければならない**と定められています（法第8条第1項）。また、特定行政庁が指定する建築物（昇降機等の建築設備を含みます。）の所有者又は管理者は、**定期的に専門的な知識及び技術を有する資格者に調査・検査を行わせ、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません**（法第12条第1項及び第3項）。

建築物及びその利用者の安全を確保するため、これらの制度へのご理解とご協力ををお願いいたします。



既設エレベーターの維持管理について

平成18年6月東京都内の共同住宅、平成24年10月石川県金沢市内のホテルにおいて、エレベーターの戸が開いたまま、かごが上昇し、かごと枠の間に身体が挟まれ命を落とすという痛ましい事故が発生しました。

所有者・管理者の皆様には、常日頃からエレベーターの維持管理に努めていただいているが、最新の基準で設置されていないエレベーターについては、安全装置（戸開走行保護装置等）を設置することが望ましいため、まだ設置されていない場合は、取り付けをご検討いただけますようお願いいたします。

また、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震・首都直下地震に備えるためにも、エレベーターの地震対策等について安全対策をお願いいたします。

平成30年の大阪府北部地震を踏まえ、エレベーターのかご内に、簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットの設置や建物所有者等によるエレベーターの閉じ込めの救出に係る研修等に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

それ以外の改修工事をされる場合は、市又は建築士へ事前にご相談ください。

【問い合わせ】

茅ヶ崎市役所 都市部 建築指導課 建築安全担当

電話 0467-81-7185（直通）

Mail kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp



茅ヶ崎市HP